

証券コード 7608
(発送日) 令和6年5月14日
(電子提供措置の開始日) 令和6年5月8日

株主のみなさまへ

大阪府中央区谷町三丁目1番18号



代表取締役社長 八百博徳

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.sk-japan.co.jp>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「招集通知」を順に選択して、ご確認ください。)

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「エスケイジャパン」または「コード」に当社証券コード「7608」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和6年5月29日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和6年5月30日(木曜日)
午前10時30分(受付開始 午前9時45分)
2. 場 所 大阪府中央区本町一丁目4番5号
大阪産業創造館 4階 イベントホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第35期(令和5年3月1日から令和6年2月29日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期(令和5年3月1日から令和6年2月29日まで)
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

ご送付している本招集ご通知は書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

事業報告

(令和5年3月1日から
令和6年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和以降、緩やかな持ち直しの動きがみられる一方、ウクライナ情勢の長期化や為替変動等に伴う物価の上昇、世界的な金融引締めによる景気減速が懸念される等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループでは連結売上高10,612百万円（前期比9.1%増）、営業利益992百万円（前期比71.9%増）、経常利益1,073百万円（前期比95.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益755百万円（前期比99.3%増）と、売上・利益ともに前期実績を上回る結果になりました。

セグメントの概況は次のとおりであります。

<キャラクターエンタテインメント事業>

キャラクターエンタテインメント事業は、取引先店舗の来場者数の回復およびクレーンゲーム機の増台等によりクレーンゲーム市場が活況であったことに加え、大手チェーン取引先向けの別注商品や定番キャラクターの受注が好調に推移した結果、売上高7,311百万円（前期比1.4%増）、営業利益765百万円（前期比51.6%増）と前期実績を上回りました。

<キャラクター・ファンシー事業>

キャラクター・ファンシー事業は、インバウンド需要等により取引先店舗が活況であったことから定番キャラクター商品の受注が好調に推移した結果、売上高は3,301百万円（前期比31.0%増）、営業利益は226百万円（前期比213.9%増）と前期実績を上回りました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました、当社グループの設備投資の総額は74百万円で、主なものは建物附属設備の取得14百万円と工具、器具および備品の取得56百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第32期 (令和3年2月期)	第33期 (令和4年2月期)	第34期 (令和5年2月期)	第35期 (当連結会計年度 (令和6年2月期))
売 上 高(百万円)	5,357	6,498	9,731	10,612
経 常 利 益(百万円)	230	471	549	1,073
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	285	334	379	755
1株当たり当期純利益(円)	33.81	40.56	45.91	91.03
総 資 産(百万円)	4,069	4,331	4,842	5,982
純 資 産(百万円)	3,559	3,735	4,053	4,760
1株当たり 純 資 産 額(円)	421.76	452.57	490.32	572.47

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を令和5年2月期の期首から適用しており、令和5年2月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
SKJ USA, INC.	200千米ドル	100%	北米におけるプライズ商品等の企画・販売
愛斯凱杰(北京) 文化伝播有限公司	4,500千元	100%	中国におけるプライズ商品等の企画・販売

③ その他の重要な企業結合の状況

株式会社ラウンドワンは、当社の議決権を32.43%所有しており、当社は株式会社ラウンドワンの持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは『Dream for your life 人と社会の幸せのために、創造への挑戦を続けます』を経営理念に掲げ、『子供から大人まで夢のあるキャラクター商品を人々の生活の中に提供したい』というスローガンを全社員に浸透させ、求められる商品力向上とサービスを提供し、お客様満足を高めることで個人と会社の成長を目指しています。

現在、国内経済は緩やかに持ち直しの動きが続く一方、ウクライナ情勢や為替変動による原材料やエネルギー価格の高騰によって消費活動と企業活動に大きな影響が続いており、これからも厳しい経営環境は変わらないものと思われませんが、日々変化する市場環境に合わせ、求められるキャラクターとトレンドに合った商品企画、海外市場を含めた新たな販路開拓が重要と考えております。

今後もお客様満足につながる企画・品質・価格を含めた総合的な商品力向上と支持されるオリジナル商品開発の強化に全力で取り組み、事業規模拡大につなげます。

セグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。

<キャラクターエンタテインメント事業>

キャラクターエンタテインメント事業におきましては、拡大が続くアミューズメント、カプセルトイ市場に対応するため、商品企画社員を増員し商品の拡充を図り、引き続き新規キャラクターにも挑戦しながら売上の拡大に努めます。

また需要が高まっているフィギュア等のアニメ著作権の商品については、ブランド化により商品力を向上させ、競合他社との差別化を図りながら売上拡大を目指します。

生産部門におきましては、既存取引メーカーとの更なる関係構築を図り、市場、取引先からの様々な商品要望に応えられるよう新規メーカーの開拓も行いながら生産体制を構築します。

海外子会社事業におきましては、担当社員の増員とシステム化によって取引先の要望に対して迅速な対応が取れる体制を確立し、提案商品数の拡大および新規キャラクターを取得することで、新たな販路と売上の拡大を図ります。

<キャラクター・ファンシー事業>

キャラクター・ファンシー事業におきましては、活況な国内需要およびインバウンド需要を最大限に取り込めるよう商品企画体制を強化し、商品の拡充と素早い企画提案から商品化へのスピードを上げ、売上の拡大を図ります。

生産部門におきましては、為替変動や原材料費の高騰による生産コストの上昇が見込まれていることから、今後も取引メーカーの選択と集中を図りながらメーカーの開拓にも努め、価格転嫁についても適時検討しながら適正な利益の確保に努めます。

今後も引き続き収益性の改善を進めながら、営業力、商品力の向上に全力を挙げて取り組みます。

これまで以上のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和6年2月29日現在）

当社グループは当社および連結子会社であるSKJ USA, INC. および愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司によって構成されており、キャラクターのぬいぐるみ、キーホルダー・家庭雑貨・携帯電話アクセサリ、電子玩具等の企画・販売を行っております。

当社のうちキャラクターエンタテインメント事業はアミューズメント施設のオペレーター等を主な販売先としているのに対して、キャラクター・ファンシー事業はファンシーグッズ専門店や量販店を主な販売先としております。また、SKJ USA, INC.（セグメント区分はキャラクターエンタテインメント事業）は北米におけるプライズ商品等の企画・販売を行っており、愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司（セグメント区分はキャラクターエンタテインメント事業）は中国におけるプライズ商品等の企画・販売を行っております。

(6) 主要な事業所（令和6年2月29日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大阪府中央区谷町三丁目1番18号 NS21ビル6F
東 京 本 社	東京都江東区東陽七丁目5番8号 東陽町MLプラザ3F
福 岡 営 業 所	福岡市博多区比恵町3番17号 フェイズイン博多ビル3F

(注) 大阪本社は令和6年1月29日に大阪府中央区南船場一丁目13番27号 アイカビル6Fより、上記所在地に移転いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
SKJ USA, INC.	本 社：アメリカ合衆国カリフォルニア州
愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司	本 社：中華人民共和国北京市

(7) 使用人の状況（令和6年2月29日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比較増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
128名	9名増	37.0歳	10.0年

(8) 主要な借入先の状況（令和6年2月29日現在）
該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式の状況（令和6年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
(2) 発行済株式の総数 8,490,103株
(3) 株主数 3,653名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ラ ウ ン ド ワ ン	2,688千株	32.33%
久 保 泰 子	400	4.81
久 保 千 晶	400	4.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	330	3.97
八 百 博 徳	263	3.17
吉 田 知 広	254	3.06
鈴 木 康 友	231	2.79
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	160	1.92
株 式 会 社 S B I 証 券	135	1.63
松 田 忠 夫	131	1.59

(注) 持株比率は自己株式（174,348株）を控除した発行済株式の総数（8,315,755株）により算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
社外取締役と監査等委員を除く取締役	47,200株	4名
監査等委員を除く社外取締役	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告12ページ4.(4)「取締役の報酬等」に記載しております。
2. 令和5年2月24日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年3月30日付で取締役（社外取締役と監査等委員を除く）3名に対して自己株式20,700株の処分を行っております。
3. 令和5年5月31日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年6月30日付で取締役（社外取締役と監査等委員を除く）4名に対して自己株式26,500株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (令和6年2月29日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	や お ひろ のり 八 百 博 徳	SKJ USA, INC. 取締役社長 愛斯凱杰 (北京) 文化伝播有限公司 董事長
取 締 役	えい りゅう りょう へい 永 立 良 平	アミューズメント事業部長 愛斯凱杰 (北京) 文化伝播有限公司 董事
取 締 役	ほん だ かず よし 本 田 一 義	キャラクター・ファンシー事業部長
取 締 役	いし い まさ のり 石 井 正 則	管理部長
取 締 役	おか じま たかし 岡 嶋 孝	株式会社ラウンドワン 運営企画本部 アミューズ企画部 上席部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	おか ざき えい いち 岡 崎 栄 一	愛斯凱杰 (北京) 文化伝播有限公司 監事
取 締 役 (監査等委員)	しの はら こう じ 篠 原 耕 治	
取 締 役 (監査等委員)	た なか ひろ お生 田 中 豊 生	至道法律事務所 パートナー

- (注) 1. 令和5年5月31日開催の第34期定時株主総会において、石井 正則氏が取締役に新たに就任いたしました。
2. 取締役岡嶋 孝氏ならびに取締役 (監査等委員) 篠原 耕治氏および田中 豊生氏は、社外取締役であります。また、当社は篠原 耕治氏および田中 豊生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために岡崎 栄一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 (監査等委員) 全員は、以下のとおり知見を有しております。
- 1) 取締役 (常勤監査等委員) 岡崎 栄一氏は、当社において管理全般の業務に従事し、他社においても長年にわたり経理業務の経験を有することから、財務および会計に関する豊富な知見を有しております。
- 2) 取締役 (監査等委員) 篠原 耕治氏は、企業経営の観点および豊富な経験と幅広い知見を有しております。
- 3) 取締役 (監査等委員) 田中 豊生氏は、弁護士および中小企業診断士としての専門的な知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役岡嶋 孝氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および訴訟費用の損害を填補することとしており、保険料については全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。また次回更新時には同内容で更新する予定であります。

(4) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等に関する基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬と期末に支給する賞与および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての非金銭報酬等（株式報酬）により構成しております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては、各職責の内容と具体的な成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定に関する事項

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定方針については、各職責の内容と具体的な成果等も総合的に勘案した上で代表取締役および業務執行取締役において原案を作成し、取締役会にて決定しております。当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容においても代表取締役および業務執行取締役の原案について取締役会において決定方針との整合性等を多面的に検討し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	116,311 (1,200)	79,050 (1,200)	13,500 (-)	- (-)	23,761 (-)	5 (1)
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	10,175 (4,320)	9,675 (4,320)	500 (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	126,486 (5,520)	88,725 (5,520)	14,000 (-)	- (-)	23,761 (-)	8 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬限度額は、令和2年5月28日開催の第31期定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は2名です。
また、上記報酬枠とは別枠で、令和2年5月28日開催の第31期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬として年額50,000千円以内（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は2名です。
3. 監査等委員である取締役の金銭報酬限度額は、令和2年5月28日開催の第31期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
- ・社外取締役岡嶋 孝氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社ラウンドワンの業務執行者であります。
 - ・社外取締役（監査等委員）田中 豊生氏は、至道法律事務所 パートナーであります。当社と当該事務所には記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	岡 嶋 孝	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、株式会社ラウンドワンにおいて長くアミューズメント施設運営に携わり、施設運営に豊富な経験を有しており、その知見を活かし当社の経営上有用な指摘、意見を述べる等、議案審議について必要な発言を行いました。当該期待役割に沿った有益な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	篠 原 耕 治	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、また監査等委員会6回のうち6回に出席し、取締役会において企業経営の観点および豊富な経験と幅広い識見を活かし議案審議について必要な発言を行いました。また、監査等委員会において、重要な協議や監査結果について必要な発言を行いました。当該期待役割に沿った有益な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	田 中 豊 生	当期開催の取締役会17回のうち16回、また監査等委員会6回のうち6回に出席し、取締役会において弁護士としての豊富な法務知識と中小企業診断士としての企業経営の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べる等、議案審議について必要な発言を行いました。また、監査等委員会において、主に業務監査、会計監査について必要な発言を行いました。当該期待役割に沿った有益な助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人和宏事務所

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	12,000千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、一定のROE（自己資本当期純利益率）の確保と株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、「安定」かつ「継続的」な配当を実施しております。内部留保については、極めて変化の激しいキャラクター業界の将来の備えとして優秀な人材の確保と新商品の開発投資等に活用しております。当期の配当につきましては、すでに実施いたしました中間配当金1株当たり7円に加え、期末配当金1株当たり10円を実施し、年間配当金を17円とすることを決定しました。

なお、期末配当金および剰余金の処分については、計算書類に係わる法定の監査を経て、取締役会で決定したものです。当社は、剰余金の配当などについて会社法に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会によらず取締役会の決議による旨定款に定めています。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(令和6年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,634,916	流 動 負 債	1,177,397
現金及び預金	3,406,099	買掛金	446,252
受取手形及び売掛金	1,230,261	未払金	115,026
電子記録債権	365,999	未払費用	36,786
商 品	489,723	未払法人税等	306,423
そ の 他	179,039	賞与引当金	50,400
貸倒引当金	△36,206	契約負債	79,594
固 定 資 産	347,538	資産除去債務	13,680
有 形 固 定 資 産	57,543	そ の 他	129,233
建物及び構築物	21,554	固 定 負 債	44,572
車両運搬具	3,163	資産除去債務	6,999
そ の 他	32,825	そ の 他	37,573
無 形 固 定 資 産	7,245	負 債 合 計	1,221,969
投資その他の資産	282,749	純 資 産 の 部	
投資有価証券	132,773	株 主 資 本	4,669,315
破産更生債権等	342	資 本 金	461,997
退職給付に係る資産	41,531	資 本 剰 余 金	498,403
繰延税金資産	22,030	利 益 剰 余 金	3,789,012
そ の 他	86,414	自 己 株 式	△80,097
貸倒引当金	△342	その他の包括利益累計額	91,170
資 産 合 計	5,982,455	その他有価証券評価差額金	69,553
		繰延ヘッジ損益	8,107
		為替換算調整勘定	13,509
		純 資 産 合 計	4,760,485
		負 債 純 資 産 合 計	5,982,455

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（令和5年3月1日から
令和6年2月29日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		10,612,922
売上原価		7,661,362
売上総利益		2,951,560
販売費及び一般管理費		1,959,228
営業利益		992,331
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,781	
為替差益	36,027	
投資有価証券売却益	2,229	
デリバティブ評価益	40,695	
その他	703	81,436
営業外費用		
その他	4	4
経常利益		1,073,764
税金等調整前当期純利益		1,073,764
法人税、住民税及び事業税	341,970	
法人税等調整額	△24,198	317,771
当期純利益		755,992
親会社株主に帰属する当期純利益		755,992

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和6年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,500,228	流 動 負 債	1,111,584
現金及び預金	3,240,726	買掛金	395,264
受取手形	959	未払金	108,079
電子記録債権	365,999	未払費用	36,392
売掛金	1,276,665	未払法人税等	303,590
商 品	395,863	預り金	5,053
前払費用	26,117	賞与引当金	50,400
前渡金	122,271	契約負債	76,707
その他	74,662	資産除去債務	13,680
貸倒引当金	△3,037	その他	122,417
固 定 資 産	409,274	固 定 負 債	44,572
有 形 固 定 資 産	57,216	資産除去債務	6,999
建物	21,554	その他	37,573
車両運搬具	3,163	負 債 合 計	1,156,157
工具、器具及び備品	32,499	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	7,135	株 主 資 本	4,675,684
ソフトウェア	3,526	資 本 金	461,997
その他	3,609	資 本 剰 余 金	498,403
投 資 其 他 の 資 産	344,921	資 本 準 備 金	492,935
投資有価証券	132,773	その他資本剰余金	5,467
関係会社株式	74,480	利 益 剰 余 金	3,795,380
前払年金費用	41,531	利 益 準 備 金	12,000
繰延税金資産	11,051	その他利益剰余金	3,783,380
その他	85,429	別 途 積 立 金	100,000
貸倒引当金	△342	繰越利益剰余金	3,683,380
資 産 合 計	5,909,502	自 己 株 式	△80,097
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	77,661
		その他有価証券評価差額金	69,553
		繰延ヘッジ損益	8,107
		純 資 産 合 計	4,753,345
		負 債 純 資 産 合 計	5,909,502

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（令和5年3月1日から
令和6年2月29日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		10,357,660
売 上 原 価		7,538,758
売 上 総 利 益		2,818,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,856,092
営 業 利 益		962,809
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	2,702	
為 替 差 益	35,212	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,229	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	40,695	
そ の 他	302	81,142
営 業 外 費 用		
そ の 他	4	4
経 常 利 益		1,043,947
税 引 前 当 期 純 利 益		1,043,947
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	333,417	
法 人 税 等 調 整 額	△16,964	316,453
当 期 純 利 益		727,494

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年4月23日

株式会社エスケイジャパン
取締役会 御中

監査法人和宏事務所
大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 南 幸 治
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平 岩 雅 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの令和5年3月1日から令和6年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスケイジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年4月23日

株式会社エスケイジャパン
取締役会 御中

監査法人和宏事務所
大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 南 幸治
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平 岩 雅 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの令和5年3月1日から令和6年2月29日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和5年3月1日から令和6年2月29日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び従業員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年4月24日

株式会社エスケイジャパン 監査等委員会

常勤監査等委員 岡 崎 栄 一 ⑩

監査等委員 篠 原 耕 治 ⑩

監査等委員 田 中 豊 生 ⑩

(注) 監査等委員 篠原 耕治及び田中 豊生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>や お ひろ のり 八 百 博 徳 (昭和36年9月30日生)</p>	<p>平成3年3月 当社入社 平成4年5月 当社常務取締役 商品担当 平成21年9月 SKJ USA, INC. 取締役社長（現任） 平成24年3月 当社常務取締役 グループ統括 平成25年9月 当社代表取締役専務 平成26年4月 当社代表取締役社長（現任） 令和2年1月 愛ス凱杰（北京）文化伝播有限公司 董事長（現任）</p>	263,856株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成3年の入社以来、主に商品企画に従事し、平成4年に常務取締役、平成25年に代表取締役専務を経て、平成26年から代表取締役社長として当社および当社グループの経営を担っており、代表取締役に相応しい豊富な経験と能力を有していることから引き続き取締役候補者としてしました。</p>			
2	<p>えい りゅう りょう へい 永 立 良 平 (昭和48年2月26日生)</p>	<p>平成7年4月 当社入社 平成31年4月 当社執行役員 アミューズメント事業部長 令和2年1月 愛ス凱杰（北京）文化伝播有限公司 董事（現任） 令和4年5月 当社取締役 アミューズメント事業部長 令和6年3月 当社取締役 アミューズメント事業本部長（現任）</p>	17,033株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成7年入社以来アミューズメント事業で多くの経験を重ね、平成31年からは執行役員 アミューズメント事業部長、令和4年からは取締役 アミューズメント事業部長、令和6年3月からは取締役 アミューズメント事業本部長として事業本部を統括し、多くの業界知識と事業運営の経験を有していることから、その知見を当社経営に反映することで経営スピードがさらに向上すると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	ほんだ かずよし 本田 一 義 (昭和45年6月26日生)	平成8年1月 当社入社 平成31年4月 当社執行役員 キャラクター・ファンシー事業部長 令和4年5月 当社取締役 キャラクター・ファンシー事業部長 令和6年3月 当社取締役 キャラクター・ファンシー事業本部長 (現任)	15,383株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成8年入社以来キャラクター商品の物販事業で多くの経験を重ね、平成31年からは執行役員 キャラクター・ファンシー事業部長、令和4年からは取締役 キャラクター・ファンシー事業部長、令和6年3月からは取締役 キャラクター・ファンシー事業本部長として事業本部を統括し、多くの業界知識と事業運営の経験を有していることから、その知見を当社経営に反映することで経営スピードがさらに向上すると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
4	いし い まさ のり 石井 正 則 (昭和52年11月27日生)	平成16年3月 当社入社 令和4年4月 当社執行役員 管理部長 令和5年5月 当社取締役 管理部長 令和6年3月 当社取締役 管理本部長 (現任)	10,900株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平成16年入社以来アミューズメント事業部および管理部で多くの経験を重ね、令和4年からは執行役員 管理部長、令和5年からは取締役 管理部長、令和6年3月からは取締役 管理本部長として管理部門を統括し、当社事業への理解と管理分野の知識と経験を有していることから、その知見を当社経営に反映することで経営基盤の強化につながると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
※5	おか じま たかし 岡 嶋 孝 (昭和44年2月25日生)	平成11年1月 株式会社ラウンドワン入社 令和元年7月 同社運営企画本部 アミューズ企画部 部長 令和4年4月 同社運営企画本部 アミューズ企画部 上席部長 令和4年5月 当社社外取締役 (現任) 令和6年4月 株式会社ラウンドワンジャパン運営企画本部 アミューズ企画部 上席部長 (現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割等】</p> <p>株式会社ラウンドワンにおいて長くアミューズメント施設運営に携わり、施設運営の豊富な経験を有していることから、その知見を当社の経営に反映することで当社の経営戦略の質がさらに向上すると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、選任後は当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。また、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、社外取締役候補者であります。
3. 岡嶋 孝氏は現在、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社ラウンドワンジャパンの業務執行者であります。

4. 当社は岡嶋 孝氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者の選任が承認された場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おか ざき えい いち 岡 崎 栄 一 (昭和28年7月27日生)	昭和51年4月 住友ゴム工業株式会社入社 平成10年1月 同社スポーツ管理部長 平成12年6月 タカラスタンダード株式会社入社 平成21年4月 同社経理部長 平成25年8月 株式会社ライジングコーポレーション常勤監査役 平成28年4月 当社入社 管理部 部長 平成28年5月 当社管理部長 令和元年5月 当社常勤監査役 令和2年1月 愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司 監事（現任） 令和2年5月 当社取締役 常勤監査等委員（現任）	6,900株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>平成28年入社以来、管理全般の業務に携わり、他社においても長年にわたり経理業務の経験を有することから財務および会計に関する豊富な知見を持ち、令和元年からは常勤監査役、令和2年からは取締役常勤監査等委員として従事しており、引き続き監査等委員である取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査・監督の職責を果たすことができる人材と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。</p>			
※ 2	しの はら こう じ 篠 原 耕 治 (昭和32年1月23日生)	昭和54年4月 日産自動車株式会社入社 平成13年4月 大阪日産モーター株式会社常務取締役 平成17年4月 日産特販株式会社執行役員 平成22年7月 日産フリート株式会社常務取締役 平成23年4月 日産自動車販売株式会社常務取締役 平成29年4月 同社タクシー営業本部長 令和4年5月 当社社外取締役監査等委員（現任）	900株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割等】</p> <p>日産自動車株式会社に入社後、工場勤務・人事総務等の経験を経た後子会社の役員に就任、豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。選任後は当社の監査等委員である取締役として中立的および客観的な立場で取締役の業務執行に対する監査・監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。また、同氏は現在当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
※ 3	た なか ひろ お 田 中 豊 生 (昭和62年8月13日生)	平成26年12月 弁護士登録 平成27年5月 中小企業診断士登録 令和3年3月 至道法律事務所設立 同事務所パートナー（現任） 令和3年5月 当社社外取締役 令和4年5月 当社社外取締役監査等委員（現任）	300株
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割等】</p> <p>弁護士としての豊富な法務知識と中小企業診断士としての経営指導経験を有しており、その知見・経験を令和3年5月からは社外取締役として、令和4年5月からは社外取締役監査等委員として当社の経営に反映していただき、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、選任後は監査等委員である取締役として中立的および客観的な立場で取締役の業務執行に対する監査・監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。また、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。</p>		

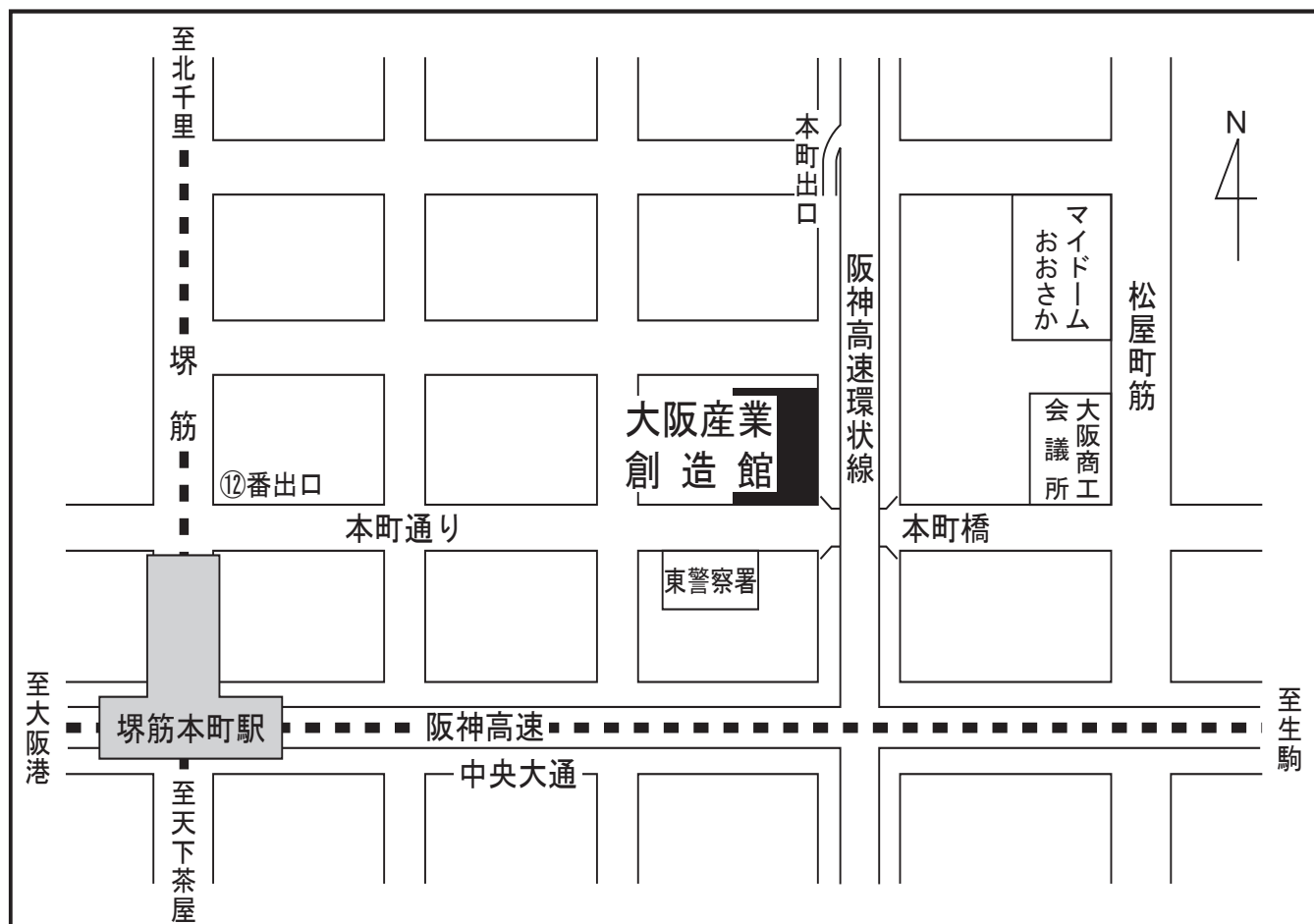
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、岡崎 栄一氏、篠原 耕治氏および田中 豊生氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、篠原 耕治氏および田中 豊生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区本町一丁目4番5号
大阪産業創造館 4階 イベントホール

交通 地下鉄堺筋線または中央線「堺筋本町」駅下車
⑫番出口から徒歩5分



(駐車場の準備はいたしておりませんので、
ご了承ください。)

(ご注意)
総会の開会時刻は午前10時30分ですので、お間違いのないようご注意ください。
なお、開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。
受付は午前9時45分より開始いたします。